

平成27年 老 岐 市 議 会 定 例 会 8 月 会 議 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成27年 8 月 11 日 午前10時00分開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	13番 市山 繁 14番 牧永 護
日程第 2	審議期間の決定	1 日限り
日程第 3	諸般の報告	議長 町田 正一
日程第 4	報告第10号 損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について	企画振興部長説明、質疑なし、報告済
日程第 5	議案第58号 平成 2 7 年度老岐市一般会計補正予算 (第 4 号)	財政課長説明、質疑なし、討論なし、委員会付託省略、可決
日程第 6	議案第59号 高規格救急車購入契約の締結について	消防長説明、質疑なし、討論なし、委員会付託省略、可決
日程第 7	議案第60号 高規格救急車購入契約の締結に係る追認について	消防長説明、質疑なし、討論なし、委員会付託省略、可決
追加	議長の辞職について	許可
追加	議長の選挙について	指名推選 議長 鵜瀬 和博
追加	副議長の選挙について	指名推選 副議長 深見 義輝
追加	議席の一部変更について	報告済
日程第 8	常任委員の所属変更について	報告済
追加	議長の総務文教厚生常任委員の辞任について	許可
追加	議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任について	許可
追加	議長の I C T 推進特別委員の辞任について	許可
追加	議会運営委員の辞任について	許可
追加	議会運営委員の選任について	報告済

追加	議会広報特別委員の辞任について	許可
追加	議会広報特別委員の選任について	報告済
追加	国境離島活性化推進特別委員の辞任について	許可
追加	国境離島活性化推進特別委員の選任について	報告済
追加	I C T推進特別委員の選任について	報告済
追加	同意第2号 壱岐市副市長の選任について	市長説明、質疑なし、討論なし、委員会付託省略、同意
追加	同意第3号 壱岐市監査委員の選任について	市長説明、質疑なし、討論なし、委員会付託省略、同意

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第1号に同じ)

---

出席議員 (14名)

1番 赤木 貴尚君	3番 呼子 好君
4番 音嶋 正吾君	6番 深見 義輝君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 中田 恭一君	12番 久間 進君
13番 市山 繁君	14番 牧永 護君
15番 鶴瀬 和博君	16番 町田 正一君

欠席議員 (2名)

2番 土谷 勇二君	5番 小金丸益明君
-----------	-----------

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長	川原 裕喜君	事務局次長	吉井 弘二君
事務局係長	竹藤 美子君	事務局書記	若宮 廣祐君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	中原 康壽君
教育長	久保田良和君	総務部長	眞鍋 陽晃君
企画振興部長	左野 健治君	市民部長	堀江 敬治君
保健環境部長	土谷 勝君	建設部長	原田憲一郎君
農林水産部長	大久保敏範君	教育次長	山口 信幸君
消防本部消防長	安永 雅博君	総務課長	久間 博喜君
財政課長	西原 辰也君	会計管理者	平田恵利子君

---

午前10時00分開議

○議長（町田 正一君） おはようございます。

会議に入る前に御報告いたします。壱岐新報社ほか3名の方から、報道取材のため、撮影機材等の使用の申し出があり、これを許可いたしておりますので、御了承願います。

小金丸益明議員、土谷勇二議員から欠席の届けがあっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

ただいまから平成27年度壱岐市議会定例会8月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（町田 正一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、13番、市山繁議員、14番、牧永護議員を指名いたします。

---

**日程第2. 審議期間の決定**

○議長（町田 正一君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。8月会議の審議期間は、本日1日としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、8月会議の審議期間は、本日1日と決定いたしました。

---

**日程第3. 諸般の報告**

○議長（町田 正一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

平成27年老岐市議会定例会8月会議に提出され、受理した議案は4件であります。

次に、監査委員より、例月出納検査の報告書が提出されており、その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧をお願いします。

次に、系統議長会であります。去る6月16日、東京都におきまして開催された「平成27年度九州市議会議長会第2回理事会」が開催されました。翌6月17日には、平成27年度全国市議会議長会第91回定期総会が安倍内閣総理大臣、大島衆議院議長ほか、出席のもと開催され、会議では表彰式の後、一般事務及び会計報告・各委員会事務報告並びに各部会より提出の25議案及び会長提出4議案が可決・承認され、関係省庁、国会議員に対し、実行運動を行うことが決定されました。

次に、7月14日、東京都において開催された「全国離島振興市町村議会議長会平成27年度第1回総会」に出席いたしました。

会議では、会務報告に続き、平成26年度収支決算が承認され、役員改選では、新会長に、五島市の荒尾正登議長ほか12名の役員が選任され、平成27年度離島振興の振興に関する要望が原案のとおり決定されました。

その後、自由民主党衆議院議員谷川弥一先生ほか7名の国会議員との意見交換会が行われました。

次に、同日、午後からは、「全国民間空港所在都市協議会第87回定期総会」に出席いたしました。

会議では、国土交通省航空局より、関係予算等の概要説明がなされ、事務報告及び平成27年度事業計画・予算が承認・可決されたところであります。

事務報告の中で、今回、秋田市議会が新規加入されたことで、現在の加盟都市が49都市となった旨の報告がなされ、役員改選においても、伊丹市の相崎議長が会長に再任されました。

以上のとおり、系統議長会に関する報告を終わりますが、詳しい資料につきましては、事務局に保管いたしておりますので、必要な方は御高覧をお願いします。

また、7月21日から22日におきまして、国境離島新法に関する要望活動を、長崎県離島3市2町で吉田博美自民党国会対策委員長を初め、14名の国会議員に対して要望活動を行いました。さらに、8月7日におきましても、高木義明自民党国会対策委員長に対しても、長崎県及び5市2町で要望活動を行いました。

6月27日におきまして、兵庫県朝来市において開催されました「老岐市・朝来市友好都市締結式並びに朝来市市制施行10周年記念式典」に白川市長と出席をいたし、今後、両市の友情と絆をより一層深いものとするとともに、新たな歴史文化の創造と、相互の繁栄と発展を促進する

ことを誓い、友好都市提携を行いました。

その後、皆さん御存じのとおり、朝来市のほうからは、35名に上る来島者があり、また、8月9日においては、一支国座の公演が朝来市で行われたところであります。

今定例会8月会議において、議案等説明のため、白川市長を初め、教育委員会教育長に説明員として出席を要請しておりますので、御了承を願います。

以上で私からの報告を終わります。

ここで、白川市長より、発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 皆様、おはようございます。本日、平成27年老岐市議会定例会8月会議に当たり、御挨拶を申し上げます。

連日、厳しい猛暑が続いておりますが、市議会議員の皆様、そして、市民の皆様には、御健勝にてお過ごしのことと存じます。

さて、本日提出しております案件は、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告案件1件、災害復旧関連予算を計上した平成27年度一般会計補正予算（第4号）及び高規格救急車購入契約の締結案件の2件、そして、追加議案として、人事案件2件でございます。

このうち、議案第60号高規格救急車購入契約の締結に係る追認でございますが、これは、平成26年9月に入札を行いました高規格救急車の購入契約については、予定価格が2,000万円以上であったため、地方自治法並びに市条例により、本契約については、議会の議決が必要であったにもかかわらず、失念によりまして、本手続を行わず、相手方との契約を行っていたものでございます。

本契約については、予算に基づいて執行されておりますが、このままの状態であれば、契約自体が無効となります。議会の議決を欠くという、この瑕疵を治癒するため、慣例に基づき、今般、議会の追認議決をいたさうとするものでございます。

これら議決を得ることなく契約を行ったことは、事務処理を行うに当たり、関係法令等の十分な認識とチェックを欠いていたことに起因したものであり、行政運営上、あってはならないもので、深くおわび申し上げます。

今後の対策といたしましては、職員の意識強化を図るとともに、手続の徹底として、議会の議決を得る必要がある案件等の予算執行部署側並びに財政課によるチェック機能体制の強化を図り、二度とこのようなことが起こらないよう取り組みを進めてまいりますので、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。慎重な御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。開会に際しての御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 今の案件におきましては、ただいま市長も申し上げましたとおり、本来、議会の議決を経て執行されるべき予算が、議会の議決なしに執行されたことにあります。議長からも、消防長及び理事者側に対して、議会軽視につながりかねないということと、それから、再発防止については、万全を期すように厳しく申し渡しておりますので、議員諸氏の御理解をよろしくお願いいたしたいと思います。

---

#### 日程第4. 報告第10号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第4、報告第10号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてを議題とします。

報告を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出をいたしております案件につきましては、担当部長及び担当課長に説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） 左野企画振興部長。

〔企画振興部長（左野 健治君） 登壇〕

○企画振興部長（左野 健治君） 報告第10号損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告について、御説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項及び老岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び老岐市議会基本条例第11条第2項の規定により報告いたします。

本日の提出でございます。

次のページお開きください。

専決第6号、専決処分書、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項及び老岐市議会基本条例第11条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分する。平成27年7月22日専決でございます。

損害賠償の相手方、老岐市郷ノ浦町個人、損害賠償の額、2万9,052円、損賠賠償の理由、平成27年6月17日水曜日でございます。午前11時30分ごろ、勝本漁港埋め立て地辰ノ島遊覧船の乗船所棧橋背後地におきまして、観光商工課臨時職員が刈払機による草刈り作業中、石が跳ねまして、駐車中の損害賠償の相手方である個人の所有の車両運転席側のウインドガラスに当たり損傷をさせたものでございます。なお、過失の割合につきましては、老岐署の立ち会いの

もと、壱岐市が10割でありまして、全額保険で支払うことといたしております。

今後、こうした事故が起こらないよう、事前に関係者への車両の移動の周知と作業の安全対策について、万全を期すよう指導を行ってまいります。

よろしく願いいたします。

〔企画振興部長（左野 健治君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

---

### 日程第5. 議案第58号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第5、議案第58号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。西原財政課長。

〔財政課長（西原 辰也君） 登壇〕

○財政課長（西原 辰也君） 議案第58号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について、御説明いたします。

平成27年度壱岐市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,640万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ215億1,390万9,000円とします。第2項は、記載のとおりでございます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

2、3ページには、第1表、歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等について記載のとおりでございます。

4ページをお開き願います。第2表、地方債補正、1、変更、災害復旧事業債は、限度額440万円を1,610万円に、公共土木施設災害復旧事業について1,170万円を増額しております。

それでは、事項別明細書により、主な内容について説明いたします。

今回の補正の内容は、7月6日から8日にかけて及び7月22日の梅雨前線豪雨による災害復旧事業費について補正を行うものでございます。

8、9ページをお開き願います。歳入について御説明申し上げます。

10款1項1目地方交付税は、今回不足する財源について普通交付税2,386万3,000円を増額しております。

次に、12款1項1目農林水産業費分担金、自然災害防止事業地元分担金は、4地区分の事業費1,500万円に対し、10%負担の150万円を追加し、また、2目災害復旧費分担金は、農地災害10地区分の事業費1,640万円に対し、10%の受益者分担金として164万円を追加しております。

次に、14款1項2目災害復旧費国庫負担金は、公共土木施設災害復旧費で、河川災害3カ所、道路災害3カ所の事業費1,500万円に対し、補助率80%の1,200万円を追加しております。

次に、15款2項4目農林水産業費県補助金、自然災害防止事業費補助金は4地区分の事業費1,500万円に対し、補助率50%の750万円を追加し、また、8目災害復旧費県補助金、農地及び農業用施設災害復旧費補助金は、農地災害10地区分の事業費1,640万円に対し、50%の820万円を追加しております。

次に、21款市債につきましては、4ページの地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、歳出について説明いたします。別紙資料、一番最後の資料になりますが、平成27年度8月補正予算案概要で説明いたします。別紙資料の2ページをお開き願いたいと思います。

5款2項2目林業振興費自然災害防止事業は、4地区の林地災害について、測量設計業務及び自然災害防止工事、また被災住居等土砂除去補助金として10カ所分、総額1,635万4,000円を補正しております。

次に、10款1項1目農地及び農業用施設災害復旧費は、農地災害10カ所及び小規模災害復旧工事として、農地4カ所、施設1カ所、単独補助金災害復旧14カ所について、総額2,303万4,000円を補正しております。

次に、10款2項1目公共土木施設災害復旧費は、河川3カ所、道路3カ所及び小規模災害復旧工事で、河川2カ所、道路11カ所について、総額2,701万5,000円を補正しております。

以上で、平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第58号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第58号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第58号平成27年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6. 議案第59号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第6、議案第59号高規格救急車購入契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安永消防長。

〔消防長（安永 雅博君） 登壇〕

○消防長（安永 雅博君） 議案第59号高規格救急車購入契約の締結について、御説明申し上げます。

高規格救急車購入契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

1、契約の目的、高規格救急車購入、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約金額、3,315万6,000円、4、契約の相手方、長崎市五島町4番19号西九州トヨタ自動車株式会社長崎支店支店長元山繁。提案理由でございますが、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページをお開きください。説明資料でございますが、1、購入物件、高規格救急車（資機材を含む）1台、2、納期、契約発行の日から平成28年2月19日まででございます。3、入札状況につきましては、記載のとおりでございます。なお、本議案の高規格救急車は、消防署郷ノ浦支所配備の高規格救急車の更新予定分でございます。

以上で、議案第59号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔消防長（安永 雅博君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第59号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第59号高規格救急車購入契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第7. 議案第60号

○議長（町田 正一君） 次に、日程第7、議案第60号高規格救急車購入契約の締結に係る追認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安永消防長。

〔消防長（安永 雅博君） 登壇〕

○消防長（安永 雅博君） 議案第60号高規格救急車購入契約の締結に係る追認について、御説明申し上げます。

平成26年度高規格救急車購入契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の追認議決を求めるものでございます。本日の提出でございます。

1、契約の目的、平成26年度高規格救急車購入、2、契約の方法、指名競争入札、3、契約金額、3,348万円、契約の相手方、長崎市五島町4番19号西九州トヨタ自動車株式会社長崎支店支店長吉本明浩。提案理由でございますが、平成26年9月16日に契約を締結した平成26年度高規格救急車購入について、本契約を有効に成立させるため、壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提出するものでございます。

次のページをお開きください。説明資料でございますが、1、購入物件、高規格救急車（資機材を含む）1台、2、入札日、平成26年9月11日、3、納期、契約発行の日から平成27年3月20日まででございます。4、入札状況につきましては、記載のとおりでございます。5、契約締結日は、平成26年9月16日でございます。本議案の高規格救急車は、昨年、平成26年度に購入し、本署に配備した高規格救急車でございます。

以上で、議案第60号の説明を終わらせていただきます。所管する責任者としてまことに申しわけございませんでした。よろしくお願い申し上げます。

〔消防長（安永 雅博君） 降壇〕

○議長（町田 正一君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第60号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田 正一君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第60号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（町田 正一君） 起立多数です。よって、議案第60号高規格救急車購入契約の締結に係る追認については、原案のとおり可決されました。

ここで、議事の都合により暫時休憩します。議員の皆様は直ちに控室へ集合をお願いします。

午前10時25分休憩

.....  
〔議長（町田 正一君）と副議長（鵜瀬 和博君）議長席交代〕

午前10時28分再開

○副議長（鵜瀬 和博君） 再開します。

---

追加日程. 議長の辞職について

○副議長（鵜瀬 和博君） 町田正一議長から、議長の辞職願が提出されました。よって、副議長の私が議長の職務を行います。

お諮りします。議長の辞職についてを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議長の辞職についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、町田正一議長の退場を求めます。

〔議長（町田 正一君） 退場〕

○副議長（鵜瀬 和博君） ここで辞職願を朗読させます。川原議会事務局長。

○事務局長（川原 裕喜君） それでは、朗読をいたします。平成27年8月11日、壱岐市議会副議長鵜瀬和博様、壱岐市議会議長町田正一。

辞職願、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

以上です。

○副議長（鵜瀬 和博君） お諮りします。町田正一君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、町田正一君の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

町田正一君の除斥を解き、入場を許可いたします。

〔議員（16番、町田 正一君） 入場〕

○副議長（鵜瀬 和博君） ここで、ただいま議長を辞職されました町田正一君から、挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。どうぞ、御登壇ください。

〔議員（16番、町田 正一君） 登壇〕

○議員（16番 町田 正一君） きょうまでの2年間、市民の皆様、また、議員の皆様、理事者側の皆様には本当にお世話になりました。議会は、組織で動く機関でありますので、誰がどの職にあろうと議会の機能が変化するわけではありません。ただし、議長たるもの、自分の発言や行動、議会の決定については全て責任を負うという気持ちでやってまいりました。これで議員をやめるわけではありませんので、特別な感慨があるわけではありません。

議員諸氏には、ぜひ私からお願いがあります。議員の1期4年間に、何か1つでも市民の皆さま

んに、私はこれをやったと、こういう発言をしたということを市民の皆様に説明できる議員であってほしいと思います。

最後に、私の座右の銘であります「吞舟の魚は枝流に遊がず」、これを、私の議長としての最後の言葉といたしたいと思います。この2年間本当にありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

〔議員（16番、町田 正一君） 降壇〕

○副議長（鵜瀬 和博君） 町田前議長におかれましては、通常の公務に加え、特に、県下離島3市2町と協力し、国境離島新法制定に向けた国への要望活動並びに県下の期成会開催など、多忙の日々の中、壱岐市議会のため、また、壱岐市政のために大変御尽力を賜りまして、まことにありがとうございました。今後も、御尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### 追加日程. 議長の選挙について

○副議長（鵜瀬 和博君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りします。議長の辞職に伴い、議長の選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程、議長の選挙についてを議題といたします。

これより議長の選挙を行います。

お諮りします。議長の選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選とすることに決定しました。

次に、指名の方法は、前議長町田正一君が行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、前議長町田正一君が指名することに決定をしました。町田正一君。

○議員（16番 町田 正一君） 私の熟慮の結果、15番、鵜瀬和博君を次期議長に指名したいと思います。

○副議長（鵜瀬 和博君） ただいま指名されました、私、鵜瀬和博を議長の当選人と定めること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名された私が議長に当選をしました。

ここで、私のほうから就任の挨拶を申し上げます。

〔議長（鵜瀬 和博君） 登壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 市民の皆様には、平素から市議会に対しまして、深い御理解と御協力をいただき、心から感謝申し上げます。本日の8月会議におきまして、議員各位の御推挙を賜り、第6代議長の要職に就任することになりました鵜瀬和博でございます。まことに、身に余る光栄でありますとともに、その責務の重大さを痛感し、大変身の引き締まる思いです。近年、地方自治体を取り巻く環境は、社会経済情勢の変化や地方分権の進展等により大きく変化し、市がみずからの判断と責任により、地域の実情に沿った市政運営を行うことが必要となる中、本市においても、地方創生を旗印に活力を取り戻し、第1次産業の振興、人口減少、雇用、誘致対策などさまざまな課題を克服するような施策を展開することが求められております。

私たち議会といたしましても、二元代表制の一躍を担い、市の意思決定を行う議会の役割もますます重要になっており、執行機関とは異なる視点で市民の多様なニーズを把握し、評価チェック機能や政策提言機能を充実させていくことが一層強く求められております。

執行機関を監視しつつも、協力すべきは協力し、是は是、非々の立場で、市政発展のため、物言う議会として最善を尽くす決意であります。

また、現在、谷川弥一代議士を中心に、金子原二郎参議院議員を初め、関係者皆さんが日夜を問わず、県下離島3市2町の悲願でもあります国境離島新法制定に向け、努力されている取り組みに対し、全力を挙げて後押しすることこそが本市議会の第一使命でもあります。

あわせて、これまで歴代の議長が築いてこられた実績、伝統を汚すことのないよう公正かつ円滑な議会運営と議会改革をさらに推し進め、市民に開かれ、わかりやすい議会として、さらなる情報発信に努めてまいります。

市民の皆様の信頼と御期待に応えられる議会運営を目指し、万全を期してまいりますので、今後とも、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の議長就任の挨拶といたします。

今後とも、市議会に対して、御理解、御協力のほどをお願いをいたしまして、終わらせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

〔議長（鵜瀬 和博君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上をもちまして、議長の選挙を終わります。

ここで議事の都合により、暫時休憩します。議員の皆さんは、控室に集合をお願いします。

午前10時38分休憩

.....

午前10時41分再開

○議長（鵜瀬 和博君） 再開します。

---

追加日程. 副議長の選挙について

○議長（鵜瀬 和博君） 前副議長の私が議長になりましたので、副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の欠員に伴い、副議長の選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議長の選挙についてを議題といたします。

これより副議長の選挙を行います。

お諮りします。副議長の選挙の方法については、地方自治法118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選とすることに決定をいたしました。

次に、指名の方法は、議長が行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

副議長に、深見義輝君を指名します。

ただいま指名しました深見義輝君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました深見義輝君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました深見義輝君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

ここで、深見義輝新副議長から御挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。どう

ぞ、御登壇ください。

〔副議長（深見 義輝君） 登壇〕

○副議長（深見 義輝君） このたびの副議長就任に当たり、議員諸氏の御賛同をいただき、まことにありがとうございます。今、新たにその重責を痛感しているところであります。国は、徐々にではありますが、景気は伸びていると言っていますが、壱岐市においてはまだまだ回復していないし、状況としては、マイナス思考になっているのではと感じております。今後、将来を見つめるとき、少子高齢化社会の中で議会としてもさまざまな諸課題に向けて、行政に対して、政策提言を行うことなどで、市民の負託に応えていくことが地方議会として求められていると考えられます。

私は、微力ではありますが、鵜瀬議長を補佐し、さらに、市民に信頼される議会運営に努めたいと思いますので、皆様の御理解と御協力のほどお願いいたしまして、挨拶いたします。よろしくお願いいたします。（拍手）

〔副議長（深見 義輝君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） おめでとうございます。御就任を心からお祝い申し上げます。

#### 追加日程 議席の一部変更について

○議長（鵜瀬 和博君） お諮りします。正副議長が決まりましたので、議席の一部変更についてを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議席の一部変更についてを議題とします。

変更する議席番号及び指名を事務局長に朗読させます。川原議会事務局長。

○事務局長（川原 裕喜君） それでは、変更する議席の番号及び氏名を朗読いたします。6番、町田正一議員、15番、深見義輝議員、16番、鵜瀬和博議員。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） お諮りします。ただいま事務局長の朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

なお、変更後の議席については、次回の会議より着席をお願いします。

---

### 日程第8. 常任委員の所属変更について

○議長（鵜瀬 和博君） 日程第8、常任委員の所属変更についてを議題といたします。

委員会条例第8条第3項により、各常任委員より所属変更申し出書が提出されております。

お諮りします。常任委員の所属変更について、委員会名及び氏名を事務局長に朗読させます。

川原議会事務局長。

○事務局長（川原 裕喜君） それでは、常任委員の所属変更の委員会名及び氏名を朗読いたします。

総務文教厚生常任委員、今西菊乃議員、町田正一議員、産業建設常任委員、豊坂敏文議員。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） ただいま議会事務局長が朗読したとおり、常任委員の所属変更について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり、常任委員の所属変更することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をします。

午前10時47分休憩

.....  
〔議長（鵜瀬 和博君）と副議長（深見 義輝君）議長席交代〕

午前10時48分再開

○副議長（深見 義輝君） 再開します。

---

### 追加日程. 議長の総務文教厚生常任委員の辞任について

○副議長（深見 義輝君） お諮りします。鵜瀬和博議長より、常任委員、国境離島活性化推進特別委員及びICT推進特別委員の辞任の申し出がなされておりますので、議長の常任委員の辞任について、議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任について及び議長のICT推進特別委員の辞任についてを日程に追加して、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（深見 義輝君） 異議なしと認めます。よって、議長の常任委員の辞任について、議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任について及び議長のICT推進特別委員の辞任についてを日程に追加して、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、鵜瀬和博議長の退場を求めます。

〔議長（鵜瀬 和博君） 退場〕

○副議長（深見 義輝君） お諮りします。鵜瀬和博議長から議会運営上の理由によって、常任委員を辞任したいと申し出がなされております。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（深見 義輝君） 異議なしと認めます。よって、鵜瀬和博議長の常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

---

#### 追加日程. 議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任について

○副議長（深見 義輝君） 次に、追加日程、議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りします。鵜瀬和博議長から議会運営上の理由によって、国境離島活性化推進特別委員の辞任の申し出がなされております。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（深見 義輝君） 異議なしと認めます。よって、鵜瀬和博議長の国境離島活性化推進特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

---

#### 追加日程. 議長のICT推進特別委員の辞任について

○副議長（深見 義輝君） 次に、追加日程、議長のICT推進特別委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りします。鵜瀬和博議長から議会運営上の理由によって、ICT推進特別委員の辞任の申し出がなされております。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（深見 義輝君） 異議なしと認めます。よって、鵜瀬和博議長のICT推進特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

鵜瀬和博議長の除斥を解き入場を許可します。

〔議長（鵜瀬 和博君） 入場〕

○副議長（深見 義輝君） 暫時休憩します。

午前10時52分休憩

.....  
〔副議長（深見 義輝君）と議長（鶴瀬 和博君）議長席交代〕

午前10時52分再開

○議長（鶴瀬 和博君） 再開します。

ここで、委員会条例第10条第1項の規定により、各常任委員会の正副委員長の互選のため、直ちに各常任委員会を招集します。各常任委員会において、正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

なお、委員会の場所は、総務文教厚生常任委員会を西部開発総合センター第2会議室、産業建設常任委員会を、勝本庁舎貴賓室と定めます。

各常任委員会開催のため、暫時休憩します。

午前10時53分休憩

.....  
午前11時10分再開

○議長（鶴瀬 和博君） 再開します。

各常任委員会の正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告します。

総務文教厚生常任委員会委員長に、市山和幸君、副委員長に、今西菊乃君、産業建設常任委員会委員長に、久間進君、副委員長に、音嶋正吾君。

以上のおりであります。

---

#### 追加日程 議会運営委員の辞任について

○議長（鶴瀬 和博君） お諮りします。今西菊乃君、深見義輝君、田原輝男君より、議会運営委員の辞任の申し出がなされておりますので、議会運営委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、今西菊乃君、深見義輝君、田原輝男君の議会運営委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程、今西菊乃君、深見義輝君、田原輝男君の議会運営委員の辞任についてを議題といたします。

本件は、地方自治法117条の規定により、除斥の必要がありますので、今西菊乃君、深見義輝君、田原輝男君の退場を求めます。

〔議員（7番、今西 菊乃君） 退場〕

〔議員（6番、深見 義輝君） 退場〕

〔議員（9番、田原 輝男君） 退場〕

○議長（鵜瀬 和博君） 今西菊乃君、深見義輝君、田原輝男君から、一身上の都合により、議会運営委員会を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり、今西菊乃君、深見義輝君、田原輝男君の議会運営委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、今西菊乃君、深見義輝君、田原輝男君の議会運営委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

今西菊乃君、深見義輝君、田原輝男君の除斥を解き、入場を許可いたします。

〔議員（7番、今西 菊乃君） 入場〕

〔議員（6番、深見 義輝君） 入場〕

〔議員（9番、田原 輝男君） 入場〕

---

#### 追加日程. 議会運営委員の選任について

○議長（鵜瀬 和博君） お諮りします。議会運営委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名したいと思えます。その氏名を事務局長に朗読させます。川原議会事務局長。

○事務局長（川原 裕喜君） それでは、新規の議会運営委員を朗読いたします。町田正一議員、中田恭一議員、久間進議員。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） ただいま議会事務局長の朗読いたしましたとおり、議会運営委員に指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員は、朗読したとおりに選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第10条第1項の規定により、議会運営委員会の正副委員長互選のため

直ちに議会運営委員会を招集します。

委員会において正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

委員会の場所は、西部開発総合センター議員控室と定めます。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩します。

午前11時14分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（鶴瀬 和博君） 再開します。

議会運営委員会の正副委員長が決まりましたので、報告します。議会運営委員会委員長に、小金丸益明君、副委員長に、町田正一君。

以上のおりであります。

---

#### 追加日程 議会広報特別委員の辞任について

○議長（鶴瀬 和博君） お諮りします。深見義輝君、豊坂敏文君、牧永護君より、議会広報特別委員の辞任の申し出がなされておりますので、議会広報特別委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、深見義輝君、豊坂敏文君、牧永護君の議会広報特別委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、深見義輝君、豊坂敏文君、牧永護君の議会広報特別委員の辞任についてを議題といたします。

本件は、地方自治法117条の規定により、除斥の必要がありますので、深見義輝君、豊坂敏文君、牧永護君の退場を求めます。

〔議員（6番、深見 義輝君） 退場〕

〔議員（10番、豊坂 敏文君） 退場〕

〔議員（14番、牧永 護君） 退場〕

○議長（鶴瀬 和博君） 深見義輝君、豊坂敏文君、牧永護君から、一身上の都合により、議会広報特別委員会を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり、深見義輝君、豊坂敏文君、牧永護君の議会広報特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 御異議なしと認めます。よって、深見義輝君、豊坂敏文君、牧永護君の

議会広報特別委員の辞任を許可することに決定しました。

深見義輝君、豊坂敏文君、牧永護君の除斥を解き、入場を許可いたします。

〔議員（6番、深見 義輝君） 入場〕

〔議員（10番、豊坂 敏文君） 入場〕

〔議員（14番、牧永 護君） 入場〕

---

### 追加日程. 議会広報特別委員の選任について

○議長（鶴瀬 和博君） お諮りします。議会広報特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、議会広報特別委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。議会広報特別委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名したいと思っております。その氏名を事務局長に朗読させます。川原議会事務局長。

○事務局長（川原 裕喜君） それでは、新規の議会広報特別委員を朗読いたします。呼子好議員、市山和幸議員、田原輝男議員。

以上です。

○議長（鶴瀬 和博君） ただいま朗読いたしましたとおり、議会広報特別委員に指名することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、議会広報特別委員は、朗読したとおりに選任することに決定いたしました。

ここで、委員会条例第10条第1項の規定により、議会広報特別委員会の正副委員長の互選のため、直ちに議会広報特別委員会を招集します。

委員会において、正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。

委員会の場所は、西部開発総合センター議員控室と定めます。

議会広報特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

.....  
午前11時23分再開

○議長（鶴瀬 和博君） 再開します。

議会広報特別委員会の正副委員長が決まりましたので、報告します。議会広報特別委員会委員長に、赤木貴尚君、副委員長に、呼子好君。

以上のおりであります。

---

#### 追加日程. 国境離島活性化推進特別委員の辞任について

○議長（鶴瀬 和博君） お諮りします。市山和幸君、小金丸益明君より、国境離島活性化推進特別委員の辞任に申し出がなされておりますので、国境離島活性化推進特別委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

異議なしと認めます。よって、市山和幸君、小金丸益明君の国境離島活性化推進特別委員の辞任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、市山和幸君、小金丸益明君の国境離島活性化推進特別委員の辞任についてを議題といたします。

本件は、地方自治法117条の規定により、除斥の必要がありますので、市山和幸君の退場を求めます。

〔議員（8番、市山 和幸君） 退場〕

○議長（鶴瀬 和博君） 市山和幸君、小金丸益明君から、一身上の都合により、国境離島活性化推進特別委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のおり、市山和幸君、小金丸益明君の国境離島活性化推進特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、市山和幸君、小金丸益明君の国境離島活性化推進特別委員の辞任を許可することに決定をいたしました。

市山和幸君の除斥を解き、入場を許可いたします。

〔議員（8番、市山 和幸君） 入場〕

---

#### 追加日程. 国境離島活性化推進特別委員の選任について

○議長（鶴瀬 和博君） お諮りします。国境離島活性化推進特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、国境離島活性化推進特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、国境離島活性化推進特別委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。国境離島活性化推進特別委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名したいと思います。その氏名を事務局長に朗読させます。川原議会事務局長。

○事務局長（川原 裕喜君） それでは、新規の国境離島活性化推進特別委員を朗読いたします。  
町田正一議員、市山繁議員。

以上です。

○議長（鶴瀬 和博君） ただいま朗読いたしましたとおり、国境離島活性化推進特別委員に指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、国境離島活性化推進特別委員は、朗読したとおりに選任することに決定いたしました。

ここで委員会条例第10条第1項の規定により、国境離島活性化推進特別委員会の正副委員長の互選のため、直ちに国境離島活性化推進特別委員会を招集します。

委員会において、正副委員長の互選をし、議長まで報告をお願いします。委員会の場所は、西部開発総合センター議員控室と定めます。

国境離島活性化推進特別委員会開催のため暫時休憩します。

午前11時28分休憩

.....  
午前11時30分再開

○議長（鶴瀬 和博君） 再開します。

国境離島活性化推進特別委員会の正副委員長が決まりましたので、報告します。国境離島活性化推進特別委員会委員長に、今西菊乃君、副委員長に、豊坂敏文君。

以上のとおりであります。

#### 追加日程. ICT推進特別委員の選任について

○議長（鶴瀬 和博君） お諮りします。ICT推進特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鶴瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、ICT推進特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程、ICT推進特別委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。ICT推進特別委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長により指名したいと思います。その氏名を事務局長に朗読させます。川原議会事務局長。

○事務局長（川原 裕喜君） それでは、新規のICT推進特別委員を朗読いたします。呼子好議員。

以上です。

○議長（鵜瀬 和博君） ただいま朗読いたしましたとおり、ICT推進特別委員に指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、ICT推進特別委員は、朗読したとおりに選任することに決定いたしました。

---

### 追加日程 同意第2号

○議長（鵜瀬 和博君） 次に、市長からお手元へ配付のとおり、追加議案の提出通知がありました。よって、壱岐市副市長の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、壱岐市副市長の選任についてを日程に追加し、直ちに議題することに決定いたしました。

追加日程、同意第2号壱岐市副市長の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第2号壱岐市副市長の選任について、御説明を申し上げます。

次の者を壱岐市副市長に選任する。本日の提出でございます。

氏名、笹原直記、生年月日、昭和50年10月16日生まれ、提案理由でございますが、副市長の選任については、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得る必要があるものでございます。本案は、副市長職について、笹原直記氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。

担当職務につきましては、主に、企画振興部、中でも特に、まち・ひと・しごと創生、地方創生について、担当いただくことと考えております。

なお、任期につきましては、平成27年9月1日から2年間の予定でございます。御審議賜りまして、御同意いただきますようお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、同意第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、同意第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、同意第2号壱岐市副市長の選任については、同意することに決定いたしました。

---

### 追加日程 同意第3号

○議長（鵜瀬 和博君） お諮りします。音嶋監査委員の辞職に伴い、壱岐市監査委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、壱岐市監査委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

本件は、地方自治法第117条の規定により、除斥の必要がありますので、市山繁君の退場を求めます。

〔議員（13番、市山 繁君） 退場〕

○議長（鵜瀬 和博君） 追加日程、同意第3号壱岐市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第3号壱岐市監査委員の選任についてを御説明いたします。

次の者を壱岐市監査委員に選任する。本日の提出でございます。

住所、壱岐市芦辺町諸吉本村触576番地、氏名、市山繁、生年月日、昭和10年1月4日生

まれ。

提案理由でございますが、監査委員の選任については、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得る必要があるものでございます。

本案は、議員選任の委員でありました音嶋正吾議員が、平成27年8月10日をもって監査委員を辞職されたことから、その後任として、市山繁議員を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。御審議賜りまして、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（鵜瀬 和博君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、同意第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから同意第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（鵜瀬 和博君） 起立多数です。よって、同意第3号壱岐市監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

市山繁君の除斥を解き、入場を許可します。

〔議員（13番、市山 繁君） 入場〕

○議長（鵜瀬 和博君） 以上で予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。8月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他整理を要するものつきまはしては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鵜瀬 和博君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたし

ました。

ここで白川市長より、発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 閉会にあたり、御挨拶を申し上げます。ただいま議長選挙におきまして、壱岐市議会第6代目の議長として鶴瀬和博議長、また、副議長に深見義輝副議長が御当選され、まことにおめでとうございます。また、各常任委員会、その他、各委員会の委員選任も終わらまして、本日、新たな議会体制が整ったところでございます。町田前議長、鶴瀬前副議長、また、各前常任委員会正副委員長、そして、各委員会皆様には、これまでさまざまな案件について御審議いただき、貴重な御意見、御提言を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げます。町田前議長には、さまざまな案件について、常に、壱岐市の将来のことを考え、その信念を貫き、議会の先頭に立って、市政運営に御指導賜りましたことに、心からの敬意を表するものでございます。ありがとうございました。そして、今回御就任された鶴瀬議長、深見副議長には、持ち前のリーダーシップと卓越した政治手腕を遺憾なく発揮していただき、市政運営に御指導賜りますようお願いするものでございます。

また、ただいまは、副市長の選任、監査委員の選任について、御同意をいただき、厚く御礼を申し上げます。今回、議会も新たな構成となりましたが、申すまでもなく、議会と執行側は車の両輪に例えられるごとく、ともに壱岐市の将来に向かって進んでいかなければなりません。特に、今後は、地方創生など、いかに知恵を出し、実践していくかが問われることとなりますが、これらは活発な議論の中からその光明が差してくるものであります。今後とも、議長、副議長を中心に、議員各位と大いに議論を尽くし、よりよい計画の策定と実践に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

これからも厳しい暑さが続くことが予想されます。熱中症など十分気をつけられ、健やかにこの夏をお過ごしになられることを祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。大変お疲れさまでございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

---

○議長（鶴瀬 和博君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これもちまして、平成27年壱岐市議会定例会8月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでした。

午前11時42分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

前議長 町田 正一

議長 鵜瀬 和博

前副議長 鵜瀬 和博

副議長 深見 義輝

署名議員 市山 繁

署名議員 牧永 護